

水質汚濁防止の手びき

令和7年7月

広島市

目 次

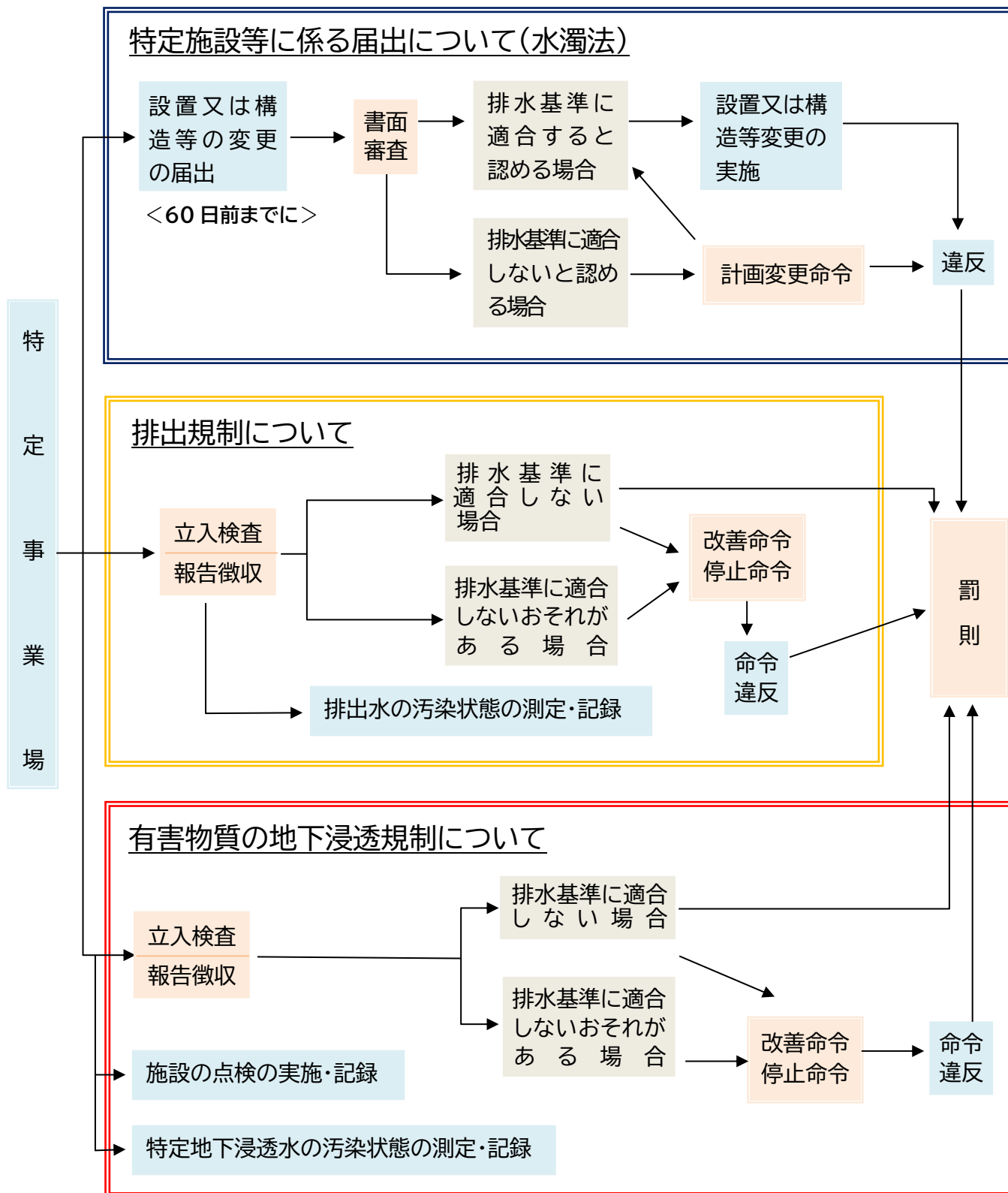
1 水質汚濁防止の概要	1
(1) 水質規制のしくみ	1
(2) 特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置等の届出等	2
(3) 排水規制	3
(4) 地下浸透の規制	3
(5) 有害物質使用特定施設等に係る構造基準の規制	4
(6) 排出水の汚染状態の測定等	4
(7) 報告の徴収・立入検査	4
(8) ダイオキシン類対策特別措置法について	4
(9) 事故時の措置	5
2 特定施設の設置等の許可・届出	6
(1) 特定施設の設置等の許可・届出	6
(2) 水質汚濁防止法に基づく届出	7
(3) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等	8
(4) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出	10
(5) 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法・広島県生活環境の保全等に関する条 例に基づく届出・申請に必要な添付資料	11
3 水質汚濁防止法の特定事業場に係る排水基準等	12
(1) 排水基準の適用される場所	12
(2) 濃度規制基準と総量規制基準の比較	12
(3) 濃度規制基準が適用される特定事業場について	13
(4) 総量規制基準が適用される特定事業場について	14

4 濃度規制基準	16
(1) 有害物質に係る排水基準	16
(2) 生活環境項目に係る排水基準	19
5 総量規制基準	23
6 構造等に関する基準	24
(1) 構造等に関する基準の概要	24
(2) 施設区分ごとの構造基準	26
(3) 点検結果の記録・保存	33
(4) 有害物質使用特定施設と土壌汚染対策法(土対法)との関係	34
7 別表	35
(1) 別表1 有害物質一覧表	35
(2) 別表2 生活環境項目一覧表	35
(3) 別表3 指定物質一覧表	36
(4) 別表4 水質関係有害物質一覧表	36
(5) 別表5 土壌汚染対策法に規定される特定有害物質一覧表	37
(6) 別表6 特定施設一覧表	38
(7) 別表7 指定地域特別施設	45
(8) 別表8 汚水等関係特定施設一覧表	45
(9) 別表9 ダイオキシン特措法 水質基準対象施設一覧表	46

1 水質汚濁防止の概要

(1) 水質規制のしくみ

広島市における工場・事業場を対象とした水質汚濁防止に関する規制には、主に「水質汚濁防止法（水濁法）」、「瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）」、「広島県生活環境の保全等に関する条例（県条例）」があります。

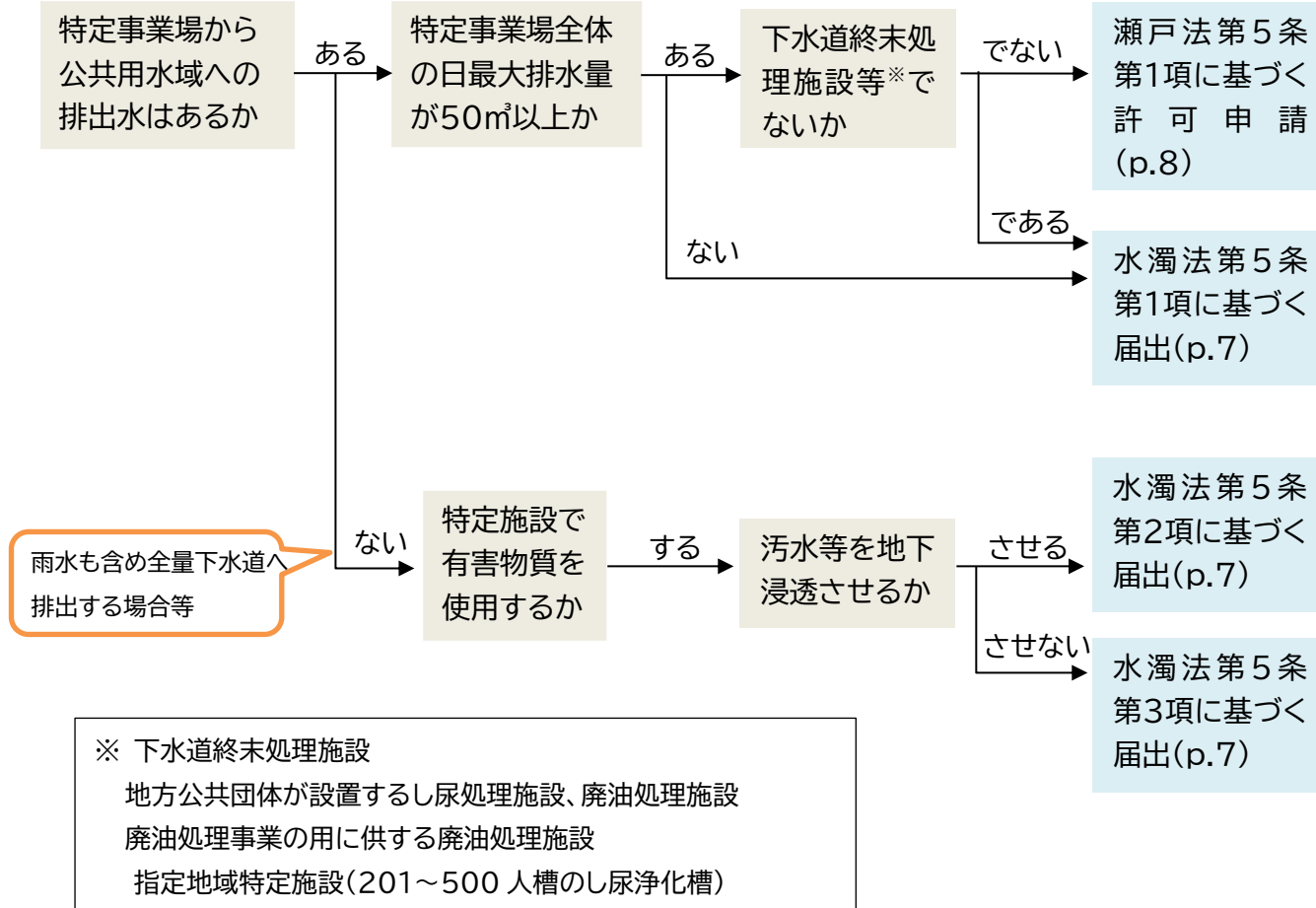


(2) 特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置等の届出等

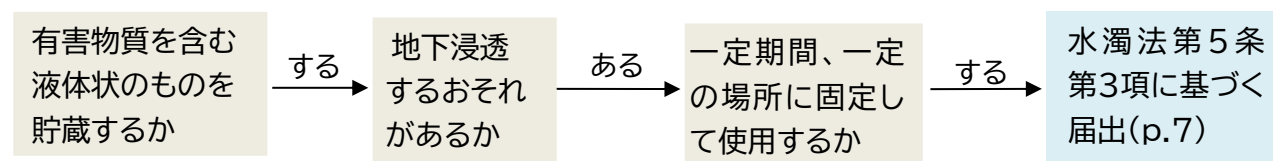
⇒ p.6～ 参照

水濁法等に基づく特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置又は変更しようとするときは、施設の種類や事業場全体の排出量に応じて届出等の手続きが必要となります。

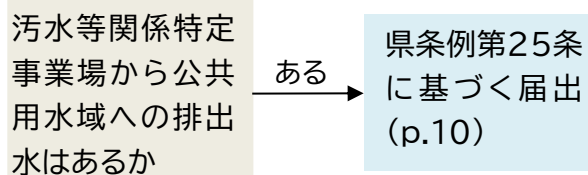
特定施設(別表 6(p.38～)参照)を設置する場合



有害物質貯蔵指定施設を設置する場合



汚水等関係特定施設(別表 7(p.45)参照)を設置する場合



用語解説		
1	特定施設 (特定事業場)	人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのある汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法施行令で定められた施設をいいます(別表6(p.38)参照)。特定施設を設置する工場や事業場を <u>特定事業場</u> といいます。
2	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共の用に供される水域と、これらに接続する水路等をいいます(下水処理場に接続している公共下水道と流域下水道は除きます。)

(3) 排水規制(法第12条、法第13条)

⇒ p.12～ 参照

濃度規制基準と総量規制基準があり、特定事業場からの排水に対して適用されます。

濃度規制基準に違反すると、直ちに罰則が適用されます。

基準に適合しない水を排出するおそれがあるときは、特定施設の構造、使用方法及び汚水処理方法の改善や、特定施設の使用や排水の一時停止を命じることがあります。

用語解説		
1	排水水	特定事業場から公共用水域に排出されるすべての水で、生活排水、冷却水、雨水なども含まれます。
2	排水基準	排水水に対して適用されるもので、濃度規制基準(一律基準・上乘せ基準)と総量規制基準があります。
3	濃度規制基準	全水域に適用されます。有害物質と生活環境項目があります。
4	有害物質	人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令で定められた28物質をいいます(別表1(p.35)参照)。
5	生活環境項目	水の汚染状態を示す項目として水質汚濁防止法施行令で定められた15物質をいいます(別表2(p.35)参照)。
6	総量規制基準	瀬戸内海のような閉鎖性水域に直接又は河川等を経由して排水水が流入する地域を指定地域(瀬戸内海水域)といい、指定地域内の日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場に対して、化学的酸素要求量(COD)、窒素、リンの汚濁負荷量の総量規制基準が適用されます。広島市域は全域が指定地域となっています。
7	汚濁負荷量	河川等を汚濁する物質の総量をいいます。 (汚濁負荷量) = (物質の濃度) × (排水量) によって計算します。

(4) 地下浸透の規制(法第12条の3、法第13条の2)

有害物質使用特定事業場からの有害物質を含む水を地下浸透させてはいけません。

また、有害物質を含む水を地下に浸透させるおそれがあるときは、特定施設の構造、使用方法及び汚水の処理の方法等の改善や、特定施設の使用や地下浸透の一時停止を命じることがあります。命令に違反した場合には、罰則の適用対象となります。

(5) 有害物質使用特定施設等に係る構造基準の規制(法第 12 条の4)

⇒ p.24～ 参照

有害物質使用特定事業場は、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準(構造等に関する基準)を遵守しなければなりません。

また、基準に適合していないときは、特定施設等の構造、使用方法の改善や、特定施設等の使用の一時停止を命じることがあります。命令に違反した場合には、罰則の適用対象となります。

用語解説		
1	有害物質使用特定施設	有害物質をその施設において製造、使用又は処理する特定施設をいいます。有害物質使用特定施設を設置する工場や事業場を <u>有害物質使用特定事業場</u> といいます。
2	有害物質貯蔵指定施設	有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設をいいます。
3	構造等に関する基準	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法を定めています。

(6) 排出水の汚染状態の測定等(法第 14 条)

⇒ p.13～ 参照

ア 水濁法の排出基準が適用される事業場は、排出水の汚染状態を年1回以上測定し、その結果を記録し、3年間保管しなければなりません。

イ 総量規制基準が適用されている特定事業場は排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、3年間保管しなければなりません。

(7) 報告の徴収・立入検査(法第 22 条)

市長は、排出水を排出する者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができます。

また、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査できることになっています。

(8) ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン特措法)について

ダイオキシン特措法の水質基準対象施設(別表8(p.46)参照)を設置する特定事業場から、公共用水域へ排出する排水に対して、ダイオキシン特措法の排水基準が適用されます。

また、ダイオキシン特措法の水質基準対象施設を設置しようとする日最大排水量が50m³以上の特定事業場は、瀬戸法の許可等が必要となります。(瀬戸法の許可を申請する場合は、ダイオキシン特措法の届出は不要。)

(9) 事故時の措置(法第 14 条の2)

ア 特定事業場からの流出事故の場合(第1項)

事故の発生により、有害物質を含む水もしくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が排出され、又は、有害物質を含む水が地下に浸透し、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、直ちに次の措置を行わなければなりません。

(ア) 有害物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

(イ) 速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出ること。

イ 指定事業場からの流出事故の場合(第2項)

事故の発生により、有害物質又は指定物質を含む水が排出され、又は、地下に浸透し、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、直ちに次の措置を行わなければなりません。

(ア) 有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

(イ) 速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出ること。

ウ 貯油事業場等からの流出事故の場合(第3項)

貯油施設等を有する事業場から、河川等に油や油を含む水が流出又は地下浸透し、生活環境に係る被害が発生するおそれがあるときは、直ちに次の措置を行わなければなりません。

(ア) 油や油を含む水の流出又は浸透の防止のための応急措置を講ずること。

(イ) 速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出ること。

用語解説		
1	指定物質	有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定められたものをいいます(別表3(p.36)参照)。
2	指定施設 (指定事業場)	指定物質を貯蔵し、又は指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設をいいます。指定施設を設置する工場や事業場を <u>指定事業場</u> といいます。なお、指定施設(有害物質貯蔵指定施設を除く。)は、設置届等の事前届出は必要ありません。
3	貯油施設等	原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油を貯留する貯油施設やそれらの油を含む水を処理する油水分離施設をいいます。 なお、貯油施設等は、設置届等の事前届出は必要ありません。
4	生活環境に係る被害	浄水場における取水停止等の水道被害、水田汚染等の農業被害、魚のへい死、油臭の発生等。
5	応急措置	破損施設への有害物質又は油の供給停止、土のう積み上げ、油吸着マットの設置、汚染表土の除去等。

工場・事業場等で事故が起こり、公共用水域に排水等が流出した場合は

⇒広島市環境保全課へ直ちにご連絡ください。

2 特定施設の設置等の許可・届出

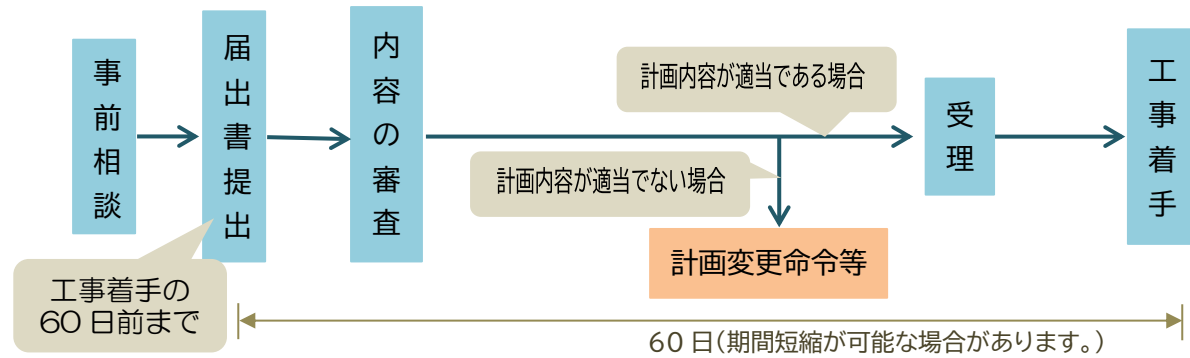
特定施設等を設置又は変更しようとするときには、事前に届け出なければなりません。
 ただし、特定施設の種類・排水量によっては、次のとおり許可が必要な場合があります。
 ご提出の際は広島市環境保全課へ正副2部お願いします。手続き後に一部を副本として返却します。

(1) 特定施設の設置等の許可・届出

対 象 施 設 適 用 法 令 等		水 質 汚 濁 防 止 法 に 基 づ く 届 出 (p.7)	瀬 戸 内 海 環 境 保 全 特 別 措 置 法 に 基 づ く 許 可 (p.8)	広 島 県 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 する 条 例 に 基 づ く 届 出 (p.10)
特定施設 水質汚濁防止法 施行令第1条別表第1 (別表6(p.38～)参 照)	特定事業場全体の最大排水量 50m ³ /日以上 (下記の特定施設を除く)	—	○	—
	下水道終末処理施設 地方公共団体が設置するし尿処理施設、廃 油処理施設 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設	○	—	—
	特定事業場全体の最大排水量 50m ³ /日未満	○	—	—
指定地域特定施設 水質汚濁防止法 施行令第3条の2 (別表6(p.45)参照)	201～500人槽のし尿浄化槽	○	—	—
有害物質貯蔵指定施設 水質汚濁防止法 施行令第4条の4	有害物質を含む液状の物を 貯蔵する指定施設	○	—	—
污水等関係特定施設 広島県生活環境の 保全等に関する条例 施行規則第19条 別表第7 (別表7(p.45)参照)	1 パン・菓子製造業の洗浄施設 2 養豚業施設(50頭以上) 3 理化学の試験の洗浄施設 (小中学校、薬局、医薬品一般 販売業を除く) 4 流水式塗装施設	—	—	○

(2) 水質汚濁防止法に基づく届出

ア 水質汚濁防止法に基づく設置等届出のフロー



イ 水質汚濁防止法に基づく届出の手続き

届出の種類	届出を要する内容	提出期限	罰則
特定施設設置届 (法第5条第1項)	特定施設を新しく設置しようとする場合(更新を含む)	設置又は変更日(工事着工日)の60日前	3か月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金
有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置届 (法第5条第3項)	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を新しく設置しようとする場合(更新を含む)	原則、届出が受理された日から60日経過した後でなければ、設置、変更ができません。(期間短縮が可能な場合があります。)	
特定施設の構造等変更届 (法第7条)	次の事項を変更しようとする場合 ●特定施設の構造・使用方法 ※ ●汚水等の処理方法 ●排水水の汚染状態や量 ●用水及び排水の系統		
特定施設使用届 (法第6条)	既設の施設が新たに特定施設に指定された場合	特定施設になった日から30日以内	30万円以下の罰金
氏名の変更等届 (法第10条)	次の事項を変更した場合 ●届出者の氏名・名称・住所 ●法人代表者氏名 ●事業場の名称・所在地	変更した日から30日以内	10万円以下の過料
特定施設使用廃止届 (法第10条)	特定施設の使用を廃止した場合※	廃止した日から30日以内	
承継届 (法第11条)	特定施設を譲り受け・借り受け及び相続・合併により承継した場合	承継した日から30日以内	
汚濁負荷量の測定手法届 (法第14条)	排水量が平均50立方メートル/日以上の場合(設置又は内容の変更)	設置又は内容変更をする前	
排水水の水質等報告書 (自主測定実施要領)	排水基準が適用される場合	翌年度の4月末	—

※ 特定有害物質の使用を中止する場合や有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合には、別途土壌汚染対策法の手続きが必要になります(p.34 参照)。

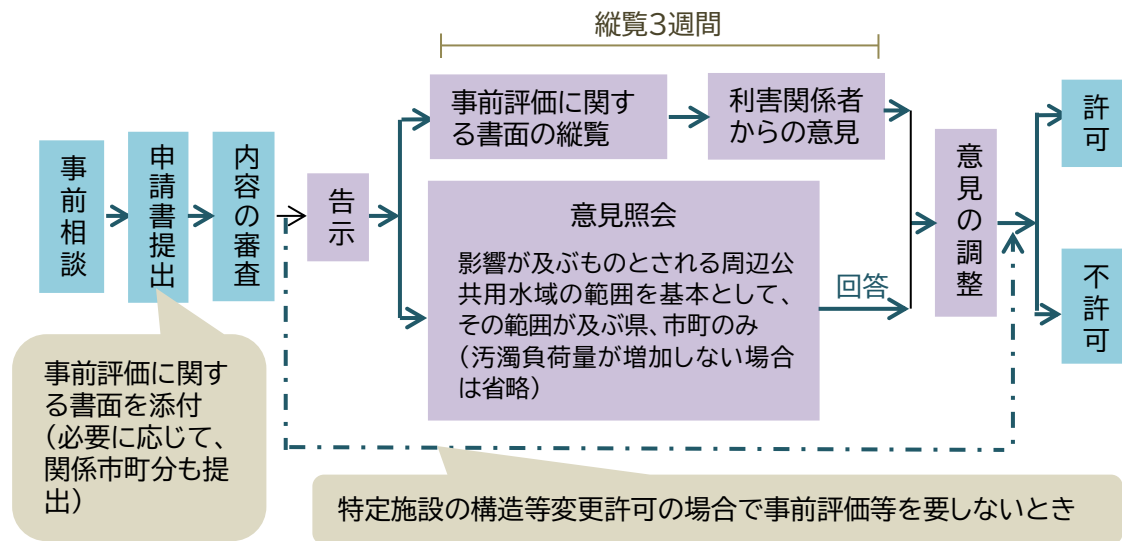
【様式のダウンロード: 広島市環境保全課ホームページ】

URL: <https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026653/1003160.html>

ページ番号: 1003160

(3) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等

ア 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請のフロー



注) 構造等変更許可申請の場合で、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前評価書の添付は不要です。

1 次のいずれにも該当すること (1) 特定施設からの汚水等が無処理で公共用水域へ排出される場合には、特定施設からの汚水等の水質及び量が増大しないこと。 (2) 特定施設からの汚水等が処理施設で処理されて公共用水域へ放流される場合には、処理後の水質及び量が増大しないこと。 (3) 排水口の位置、数及び排出先が変わらないこと。
2 次のいずれにも該当すること (1) 各排水口からの汚水等の水質及び量が増大しないこと。 (2) 排水口の位置、数及び排出先が変わらないこと。
3 次のいずれにも該当すること (1) 各排水口からの汚水等の水質及び量が増大しないこと。 (2) 排水口の使用の全部又は一部を廃止すること(既存の排水口を引き続き使用するときは、その排水口からの排出の方法に変更がない場合に限る。))。
4 次のいずれにも該当すること (1) 各排水口からの汚水等の水質及び量が増大しないこと。 (2) 排出水のうち、事業活動やその他の人の活動に使用されていない水又はそれらの活動に使用された水であっても、汚染状態が悪化しないものに使用された水(冷却用・減圧用等)のみを排出する排水口の位置、数及び排出先を変更すること(当該排水口以外の排水口について、排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。))。

イ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・届出の手続き
【許可について】

許可の種類	許可を要する内容	提出期限	罰則
特定施設の設置許可 (法第5条)	特定施設を設置しようとする場合 (更新を含む) 最大排水量が50m ³ /日以上になる場合	設置工事の 着工前	1年以下の 拘禁刑 又は 50万円以下 の罰金
特定施設の構造等変更許可 (法第8条)	次の事項を変更しようとする場合 ●特定施設の構造・使用の方法 ※ ●汚水等の処理の方法 ●排水口や排水系統ごとの排出水の量 ●排水口の位置・数や排水方法	変更工事の 着工前	

【届出について】

届出の種類	届出を要する内容	提出期限	罰則
特定施設使用届 (法第7条)	既設の施設が新たに特定施設に指定された場合	特定施設になった日から30日以内	10万円以下の罰金
特定施設の構造等変更届 (法第8条)	軽微な変更をしたとき ●特定施設の構造・使用の方法 ※ ●汚水等の処理の方法 ●排出水量、排水系統別の水量	変更した日から30日以内	10万円以下の過料
氏名の変更等届 (法第9条)	次の事項を変更した場合 ●届出者の氏名・名称・住所 ●法人代表者氏名 ●事業場の名称・所在地	変更した日から30日以内	10万円以下の過料
排出水の汚染状態等変更届 (法第9条)	次の事項を変更した場合 排出水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む) 用水・排水の系統の変更	変更した日から30日以内	10万円以下の過料
特定施設使用廃止届 (法第9条)	特定施設の使用を廃止した場合 ※	廃止した日から30日以内	10万円以下の過料
承継届 (法第10条)	特定施設を譲り受け・借り受け及び相続・合併により承継した場合	承継した日から30日以内	10万円以下の過料
排出水の水質等報告書 (自主測定実施要領)	排水基準が適用される場合	翌年度の4月末	—

※ 特定有害物質の使用を中止する場合や有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合には、別途土壤汚染対策法の手続きが必要になります(p.34 参照)。

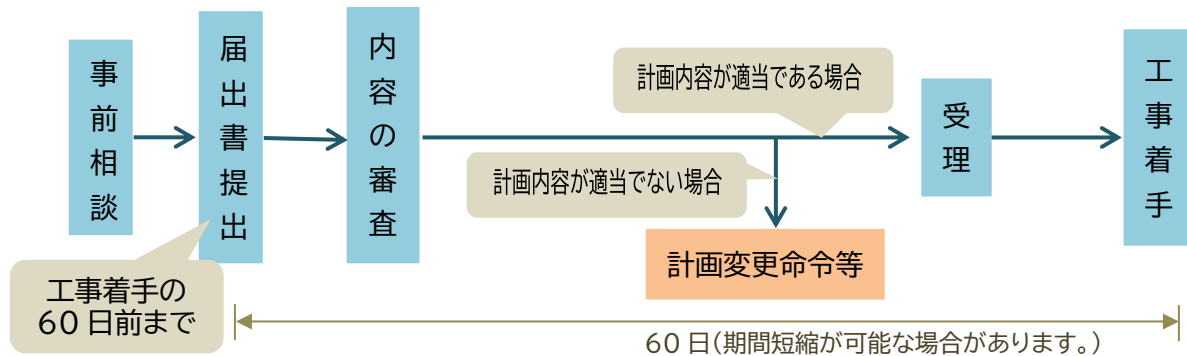
【様式のダウンロード: 広島市環境保全課ホームページ】

URL: <https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026638/1003153.html>

ページ番号: 1003153

(4) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出

ア 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく設置等届出のフロー



イ 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の手続き

届出の種類	届出を要する内容	提出期限	罰則
汚水等関係特定施設 設置届 (条例第25条)	特定施設を新しく設置しようとする場合(更新を含む)	設置(工事着工日)の 60日前	3か月以下の 拘禁刑 又は 20万円以下の 罰金
汚水等関係特定施設 変更届 (条例第27条)	次の事項を変更した場合 ●特定施設の構造・使用方法 ●汚水等の処理方法 ●排出水の汚染状態や量	変更(工事着工日)の 60日前	
汚水等関係特定施設 使用届 (条例第26条)	既設の施設が新たに特定施設 に指定された場合	特定施設になった日 から30日以内	10万円以下の 罰金
氏名の変更等届 (条例第30条)	次の事項を変更した場合 ●届出者の氏名・名称・住所 ●法人代表者氏名 ●事業場の名称・所在地	変更した日から 30日以内	—
汚水等関係特定施設 使用廃止届 (条例第30条)	特定施設の使用を廃止した場合	廃止した日から 30日以内	—
汚水等関係特定施設 承継届 (条例第31条)	特定施設を譲り受け・借り受け 及び相続・合併により承継した 場合	承継した日から 30日以内	—
排出水の水質等報告書 (自主測定実施要領)	排水基準が適用される場合	翌年度の4月末	—

【様式のダウンロード: 広島市環境保全課ホームページ】

URL: <https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026653/1003158.html>

ページ番号: 1003158

(5) 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法・広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出・申請に必要な添付資料

ア 特定施設設置・変更許可申請書・届出書

	添付資料	内容
1	特定施設等の構造図	設計書、仕様書、カタログ、写真、概要図等
2	特定施設等の配置図	設置場所等を明らかにした平面図
3	汚水等の処理施設の構造図	設計書、仕様書、カタログ、写真、概要図等
4	汚水等の処理施設の設置場所	設置場所等を明らかにした平面図
5	汚水等の処理の系統及び施設までの導水の方法	処理の系統図、処理フロー図等 排水系統を明らかにした平面図
6	位置図・案内図	工場・事業場の場所を明らかにした平面図
7	特定施設等を含む操業の系統★	操業の系統図、工程フロー図等
8	特定施設等で使用する原材料等一覧表★	使用薬品一覧表、(必要に応じて)SDS等、 ※ 有害物質は必ず記載してください。
9	用水及び排水の系統図★	用水及び排水(生活排水・工程排水・雨水排水等)の系統図、フロー図等
10	有害物質使用特定施設等に係る構造基準等に関する資料	設計書、仕様書、カタログ、写真、概要図等
11	有害物質使用特定施設に付帯する設備の構造、配置	設備本体の構造図、床面の仕様書・カタログ等
12	汚水等の処理施設の設計計算書	(必要に応じて添付してください。)

注 ★の添付資料は、各申請・届出様式に記載した場合は添付の必要はありません。

イ 特定施設使用廃止届出書

	添付資料	内容
1	特定施設等の配置図	廃止した特定施設の場所等を明らかにした平面図

ウ 汚濁負荷量の測定手法届出書

	添付資料	内容
1	用水及び排水の系統図	水質・水量の測定場所を明らかにした系統図、フロー図
2	配置図	水質・水量の測定場所を明らかにした平面図
3	計測器・流量計の構造図等	設計書、仕様書、カタログ、写真、概要図等 (必要に応じて添付してください。)
4	水質・水量の計測原理の選定根拠★	-
5	化学的酸素要求量(COD)に係る測定の換算式及び相関係数の根拠資料	(告示別記(1)、(4)の場合のみ添付してください。 (p.14参照))
6	用水の量を計測する場合の換算式及び相関係数の根拠資料	(必要に応じて添付してください。)

注 ★の添付資料は、各申請・届出様式に記載した場合は添付の必要はありません。

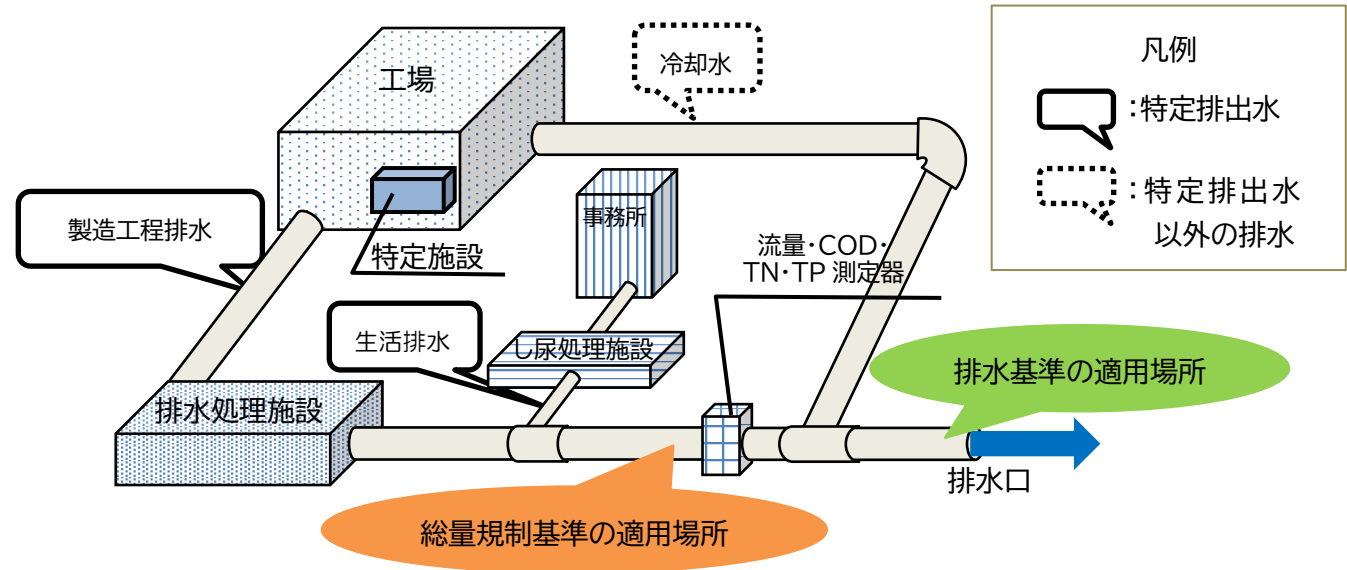
エ 氏名等変更届出書・承継届出書

添付資料はありませんが、必要となる場合もあります。

3 水質汚濁防止法の特特定事業場に係る排水基準等

(1) 排水基準の適用される場所

濃度規制基準の適用される場所と総量規制基準の適用される場所は異なっており、それぞれ下図のとおりとなっています。



(2) 濃度規制基準と総量規制基準の比較

種 類	適用される事業場	適 用 基 準	単 位	遵守義務	改善命令等
濃度規制基準	有害物質 すべての特定事業場 (排水量0m ³ から適用)	排水水が排出される すべての排水口 ・工程排水 ・生活排水 ・間接冷却水 ・雨水	濃 度 (mg/L)	あ る	あ る 違反の場合 罰則規定が ある
	生活環境項目 日平均排水量が50m ³ 以上の特定事業場 (一部の業種等について は30m ³ 以上)			違反の場合 罰則規定が ある	
総量規制基準	指定地域内にある日平均排水量が50m ³ 以上の特定事業場	事業場全体の特定排水 ・工程排水 ・生活排水	汚濁負荷量 (kg/日)	あ る 違反の場合 罰則規定が ない	あ る 違反の場合 罰則規定が ある

- 注)1 生活環境項目のうちCODについては、指定地域内の日最大排水量50m³以上の特定事業場に適用されません。
- 2 一部の業種とは、と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場及びシアン又はクロム を使用する特定事業場が対象となっています。

用語解説		
1	指定地域 (瀬戸内海水域)	瀬戸内海に直接又は河川等を経由して間接に流入する地域です。 広島市域は、全域が指定地域となっています。
2	特定排水	排水水のうち、事業活動等によって汚濁負荷量が増大するものです。 冷却水や雨水は含みません。

(3) 濃度規制基準が適用される特定事業場について

特定事業場を設置する事業者は、常に排出水の汚染状態を監視するとともに水質状況を把握するために、次のとおり自主測定、測定記録の保存及び測定結果の報告を行ってください。水質汚濁防止法に基づく自主測定、測定記録の保存が行われていない場合には、罰則の適用対象となります。

なお、手続きにより、測定項目の除外、測定頻度の減少及び測定方法の例外規定の適用ができる場合があります。詳細は広島市環境保全課へ確認してください。

ア 測定場所及び測定項目

各特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、水質汚濁防止法施行規則様式第1別紙4により届け出た排水口とその汚染状態に記載のある項目です。その他項目は必要に応じて行ってください。

イ 測定頻度

水質汚濁防止法に規定される測定頻度は年に1回以上です。また、広島市自主測定実施要領による測定頻度は下表のとおりです。

区分	生活環境項目	有害物質
日平均排水量 500m ³ 以上	1か月に1回以上	1か月に1回以上
日平均排水量 500～50m ³	2か月に1回以上	
日平均排水量 50～30m ³	1年に2回以上	2か月に1回以上
日平均排水量 30m ³ 未満	-	

ウ 測定方法

「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)(指定計測法)により行ってください。

エ 測定結果の記録、保存及び報告

自主測定結果等の記録は、水質測定記録表(様式第8)に記録し、3年間保存してください。なお、計量法の登録を受けた者から計量証明書の交付を受けた場合は水質測定記録表への記録を省略できます。また、事業者自ら測定する場合は、水質測定記録表とともに測定に伴い作成したチャートその他の資料を3年間保存してください。また、年度ごとの測定結果を、翌年度の4月末日までに広島市環境保全課へ報告してください。

様式8 (第9条関係)

水 質 測 定 記 録 表										
排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）										
測定年月日 及 び 時 刻	測定場所		特定施設の 使 用 状 況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排 水 量 (m³／日)								

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

(4) 総量規制基準が適用される特定事業場について

指定地域内にある日平均排水量が50m³以上の特定事業場は、総量規制基準が適用されます。化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量について次のとおり、汚濁負荷量を測定し、測定記録の保存及び測定結果の報告を行ってください。水質汚濁防止法に基づく自主測定、測定記録の保存が行われていない場合には、罰則の適用対象となります。

測定方法や報告方法等の詳細は広島市環境保全課へ確認してください。

ア 測定場所

特定排水が排出される場所(冷却水等の負荷のない排水は含まない。
(総量規制基準の適用場所)

イ 測定項目

化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量、りん含有量

ウ 測定及び報告頻度(報告頻度は、水質汚濁防止法等施行業務実施要領(広島県)による。)

区分	測定頻度	報告頻度
日平均排水量 400m ³ 以上	毎日	1か月に1回 翌月10日まで
日平均排水量 200～399m ³	7日に1回	3か月に1回 1～3月分:4月10日まで 4～6月分:7月10日まで 7～9月:10月10日まで 10～12月:1月10日まで
日平均排水量 100～199m ³	14日に1回	
日平均排水量 50～99m ³	30日に1回	

エ 測定方法

区分	水質の計測方法	水量の計測方法
日平均排水量 400m ³ 以上	別記1 (1)又は(2)	別記2 (1)又は(2)
日平均排水量 50～399m ³	別記1 (1)～(4)の いずれかの方法	別記2 (1)～(3)の いずれかの方法

別記1(水質の計測方法)

- (1)自動計測器により計測する方法
- (2)コンポジットサンプラーにより流量に比例して採水し、指定計測法で計測する方法
- (3)指定計測法により計測する方法((2)の方法を除く)
- (4)簡易計測器又は半自動計測器により計測する方法((1)の方法を除く)

別記2(排水量の計測方法)

- (1)流量計又は流速計により計測する方法
- (2)積算体積計により計測する方法
- (3)JISK0094の8に定める方法等

総量規制基準が適用される特定事業場は、汚濁負荷量の測定方法について、事前に水質汚濁防止法に基づく汚濁負荷量測定手法届出書の提出(p.7、p.11)が必要です。

オ 測定結果の保存及び報告

測定結果の記録は3年間保存してください。また、ウの表に掲げる頻度で広島市環境保全課へ報告してください。

○報 告 先： 広島市環境保全課宛て(ka-hozen@city.hiroshima.lg.jp)のメールに報告様式を添付してお送りください。

○報告様式： 広島市環境保全課へお問い合わせください。

4 濃度規制基準

(1) 有害物質に係る排水基準（排水量に関係なく適用）

有害物質の種類	許容限度〔mg/L〕
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1
鉛及びその化合物	0.1
◎六価クロム化合物	0.2
砒素及びその化合物 注)	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロパン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
○ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 10 海域に排出する場合 230
○ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 8 海域に排出する場合 15
○アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100
1,4-ジオキサン	0.5

◎印の物質については、次ページの暫定的な排水基準(令和9年3月31日まで)が適用される。

○印の物質については、次ページの暫定的な排水基準(令和10年9月30日まで)が適用される。

注) 砒素及びその化合物についての排水基準は、昭和49年12月1日において、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

有害物質に係る暫定的な排水基準

①六価クロム化合物に係る暫定的な排水基準

業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度〔mg/L〕
電気めっき業	0.5

令和9年3月31日までは暫定排水基準が適用される。

②ほう素及びその化合物に係る暫定排水基準

業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度〔mg/L〕
電気めっき業 注1)	30
ほうろう鉄器製造業 注1)	30
下水道業(旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定の条件に該当するものに限る。)注1)注2)	40
金属鉱業 注1)	100
旅館業(ほう素濃度が500mg/L以下の温泉を利用するものに限る。)	300
旅館業(ほう素濃度が500mg/Lを超える温泉を利用するものに限る。)	500

令和10年9月30日まで(旅館業又は下水道法に属する工場又は事業場にあたっては、当分の間)は暫定排水基準が適用される。

注1) 海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

注2) 一定の条件とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i : 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(mg/L)

Q_i : 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(m^3 /日)

Q : 当該下水道から排出される排水の通常量(m^3 /日)

③ふっ素化合物及びその化合物に係る暫定排水基準

業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度〔mg/L〕
ほうろう鉄器製造業 注1)	10
電気めっき業(日平均排水量 $50m^3$ 以上であるものに限る。) 注1)	15
旅館業(日平均排水量 $50m^3$ 以上であり、昭和49年12月1日において現に湧出していなかった温泉を利用するものに限る。) 注1)	
旅館業(温泉(自然に湧出しているものを除く。)を利用するものであって、日平均排水量 $50m^3$ 未満であるもの又は昭和49年12月1日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30

電気めっき業(日平均排水量50m ³ 未満であるものに限る。)	40
旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。)を利用するものであって、日平均排水量50m ³ 未満であるもの又は昭和49年12月1日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50

令和10年9月30日まで(旅館業に属する工場又は事業場にあたっては、当分の間)は暫定排水基準が適用される。

注1) 海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

④アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準

(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)

業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度〔mg/L〕
畜産農業(豚房施設(総面積50m ² 未満を除く。)を有するものに限る。)	400
モリブデン化合物製造業	1300
バナジウム化合物製造業	1350
貴金属製造・再生業	2800

令和10年9月30日までは暫定排水基準が適用される。

(2) 生活環境項目に係る排水基準(日平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用^{注2})

項 目	許容限度〔mg/L〕						
	第1種水域		第2種水域		第3種水域		第4種水域
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	海域
水素イオン濃度(pH)	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.5～ 9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	90(70)		160 (120)		160 (120)		
化学的酸素要求量(COD) 注5	上乗せ 排水基準	50(40)	上乗せ 排水基準	85 (65)	上乗せ 排水基準	120 (90)	130 (100)
浮遊物質 量 (SS)	90(70)		90(70)		200(150)		200 (150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	8		8		20		20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱 油 類)	5						
フェノール類含有量	5						
銅含有量	3						
亜鉛含有量	2 注6						
溶解性鉄含有量	10						
溶解性マンガン含有量	10						
クロム含有量	2 注3						
大腸菌数〔CFU/mL〕	(800)						
窒素含有量	120(60) 注6						
燐含有量	16(8) 注6						
温度、外観、透視度及び臭気	排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度						

注1 ()内は日平均値

注2 シアン又はクロムを使用する事業場及びと畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する事業場では日平均排水量30m³以上に適用。

注3 クロム含有量については排水量に関係なく適用。

注4 水域区分は右表のとおり。

注5 化学的酸素要求量については、別に上乗せ排水基準が設けられている(p.20～22参照)。

注6 亜鉛・窒素・燐含有量については、業種により暫定基準が設けられている(p.23参照)。

注7 下水道排水区域内においては別に上乗せ排水基準が設けられており、最も厳しい基準を適用。

水域区分	区 分 範 囲
第一種水域	第二種水域 第三種水域 第四種水域以外の公共用水域
第二種水域	次の公共用水域とこれに接続する公共用水域 1 八幡川(池田橋から皆賀橋に至る区間) 2 太田川(人甲川との合流点から下流の根谷川) (行森川との合流点から祇園水門及び大芝水門に至る区間) 3 瀬野川(日浦橋から上流) 4 島地域におけるすべての河川 5 第三種水域の1、2、3の河川に接続する公共用水域 (湖沼及びもっぱら廃液又は汚水を放流する水路を除く)
第三種水域	次の公共用水域とこれに接続する湖沼 1 八幡川(皆賀橋から下流) 2 太田川(祇園水門及び大芝水門から下流の太田川、旧太田川、天満川、元安川、京橋川、猿猴川) 3 瀬野川(日浦橋から下流) 4 1、2、3の河川に接続する公共用水域のうち、もっぱら廃液又は汚水を放流する水路 5 海域に直接流入する河川とこれに接続する公共用水域(島地域の河川は除く)
第四種水域	陸岸の地先海域

瀬戸内海水域における化学的酸素要求量(COD)に係る上乗せ排水基準
(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

業種等			許容限度〔mg/L〕				
			昭和 49 年3月 26 日以前 に設置された特定事業場		昭和 49 年3月 27 日以降に設置され た特定事業場		
			最大排水量 500 m ³ /日 以上	最大排水量 500 m ³ /日 未満	最大排水量 5000 m ³ / 日以上	最大排水量 5000～ 500 m ³ /日	最大排水量 500 m ³ /日 未満
食料品・ たばこ 製造業	畜産食料品製造業(食鶏処理業を除く。)及び飲料製造業(蒸留酒・混成酒製造業及び清涼飲料製造業を除く。)		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
	食鶏処理業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、パン・菓子製造業、蒸留酒・混成酒製造業(蒸留酒・混成酒製造業と蒸留酒・混成酒製造業以外の飲料製造業とを兼ねる場合を含む。)、豆腐・油揚げ製造業及び冷凍調理食品製造業		100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)
	清涼飲料製造業		65(50)	85(65)	15(10)	20(15)	30(20)
	たばこ製造業		40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
	その他の業種(弁当製造業を除く。)		100(75)	130(100)	15(10)	20(15)	30(20)
繊維工業	染色整理業		85(65)	130(100)	15(10)	20(15)	30(20)
	その他の業種		85(65)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)
木材・木製品製造業			65(50)	85(65)	15(10)	15(10)	20(15)
パルプ・紙・紙加工品製造業			90(70)	120(90)	15(10)	15(10)	20(15)
出版・印刷・同関連産業			40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
化 学 工 業 (共同公害 防 止 事 業 (中小企業 事 業 団 法 (昭和 55 年 法 律 第 53 号)第 23 条の規 定に基づく 業務方法書 に定める共 同施設事業 及び共同公 害防止等事 業であつて、 汚水等の処 理施設の設 置に係る事 業をいう。以下同じ。)) に係るものを除く。)	無機化学工業製品製造業		15(10)	20(15)	15(10)	15(10)	20(15)
	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		50(35)	65(50)	15(10)	15(10)	20(15)
	レーヨン製造業(レーヨン製造業とレーヨン製造業以外の化学繊維製造業又は有機化学工業製品製造業とを兼ねる場合を含む。)	レーヨン製造の湿式紡糸施設からの排水を排出する排水口	40(30)		15(10)	15(10)	20(15)
		その他の排水口	15(10)		15(10)	15(10)	20(15)
	その他の業種		35(25)	50(35)	15(10)	15(10)	20(15)

業種等		許容限度〔mg/L〕				
		昭和 49 年3月 26 日以前 に設置された特定事業場		昭和 49 年3月 27 日以降に設置され た特定事業場		
		最大排水量 500 m ³ /日 以上	最大排水量 500 m ³ /日 未満	最大排水量 5000 m ³ / 日以上	最大排水量 5000～ 500 m ³ /日	最大排水量 500 m ³ /日 未満
ゴム製品製造業(共同公害防止事業に係るものを除く。)		30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)
鉄鋼業(製鉄業以外の鉄鋼業であつて共同公害防止事業に係るものを除く。)	電気めつき施設を設置するもの	20(15)		15(10)	15(10)	20(15)
	その他のもの	15(10)	20(15)	15(10)	15(10)	20(15)
非鉄金属製造業		15(10)	20(15)	15(10)	15(10)	20(15)
金属製品製造業及び機械器具製造業(武器製造業を含む。以下同じ。共同公害防止事業に係るものを除く。)		20(15)	30(20)	15(10)	20(15)	30(20)
採石業及び砂・砂利・玉石採取業、潤滑油・グリース製造業、窯業・土石製品製造業並びに廃油再生業(共同公害防止事業に係る窯業・土石製品製造業を除く。)		30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)
空き瓶卸売業		40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第6条に規定する施設をいう。)		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
弁当仕出屋又は弁当製造業		100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)
ガス供給業		40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
水道業(下水道業を除く。)		30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)
下水道業		30(20)		30(20)		
自動車小売業及び自動車整備業		50(40)	65(50)	15(10)	15(10)	20(15)
飲食店		100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)
中央卸売市場及び地方卸売市場		100(80)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)
と畜業		100(75)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)
化学工業、ゴム製品製造業、鉄鋼業(製鉄業を除く。)、金属製品製造業及び機械器具製造業並びに窯業・土石製品製造業のうち共同公害防止事業に係るもの		40(30)	50(40)	15(10)	20(15)	30(20)
産業廃棄物処理業		40(30)	50(40)	15(10)	20(15)	30(20)
ごみ処理業		65(50)		20(15)	30(20)	40(30)
旅館その他の宿泊所		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
医療業		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
し尿浄化槽(処理対象人員が 501 人以上のもの)に係るもの(処理対象人員は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第1項の表に規定する算定方法により算定する。以下同じ。)	昭和 50 年4月 19 日以前に設置し、昭和 44 年建設省告示第 1726 号第6 に定める構造基準に合致しないもの	120(90)		20(15)	30(20)	40(30)
	その他のもの	50(40)		20(15)	30(20)	40(30)

業種等		許容限度〔mg/L〕				
		昭和 49 年3月 26 日以前 に設置された特定事業場		昭和 49 年3月 27 日以降に設置され た特定事業場		
		最大排水量 500 m ³ /日 以上	最大排水量 500 m ³ /日 未満	最大排水量 5000 m ³ / 日以上	最大排水量 5000～ 500 m ³ /日	最大排水量 500 m ³ /日 未満
し尿浄化槽(処理対 象人員が 201 人 以上 500 人以下 のもの)に係るもの	し尿を単独で処理 するもの及び昭和 56 年6月1日以前 に設置し、昭和 44 年建設省告示第 1726 号第2に定 める構造基準に合 致するもの	120(90)		30(20)	40(30)	50(40)
	その他のもの	80(60)		30(20)	40(30)	50(40)
し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		65(50)		15(10)	15(10)	20(15)
その他の業種	酸若しくはアルカリ による表面処理施 設又は電気めつき 施設を設置するもの	20(15)	30(20)	15(10)	15(10)	20(15)
	車両洗浄施設を設 置するもの	65(50)		15(10)	15(10)	20(15)
	その他のもの	130(100)		15(10)	15(10)	20(15)

- 1 ()内は日間平均値である。
- 2 この表に掲げる排水基準は、日最大排水量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 昭和 49 年3月 26 日以前に瀬戸内海水域に設置された特定事業場(4の規定により同日前に設置された工場又は事業場とみなされたものを含む。)で、同日以後に、他の場所に移転又は業種等を変更することなく特定施設の全部を廃止して新たな特定施設を設置した場合は、当該移転後又は新たな特定施設の設置後の特定事業場は、同日前に設置された特定事業場とみなす。
- 4 施設が新たに特定施設となった際、現にその施設を設置している特定事業場(当該施設の設置の工事に着手されたものを含み、昭和 49 年3月 26 日以後に当該施設以外の特定施設を設置しているものを除く。)は、同日前に設置された特定事業場とみなす。
- 5 特定事業場が複数の業種等に属する場合において、業種等につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。ただし、処理対象人員が 201 人以上のし尿浄化槽を設置する特定事業場の場合は、他の業種等の排水基準を適用する。(処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽以外に、他の業種等に係る特定施設を設置していないときは、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。)
- 6 排水基準は、特定事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水については、当該事業場が当該特定事業場の属する業種等に属するものとみなして適用する。当該特定事業場が属する業種等につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、5の規定を準用する。
- 7 p.19 に掲げる化学的酸素要求量についての排水基準がこの表に掲げる排水基準より厳しい場合は、当該特定事業場に係る化学的酸素要求量についての排水基準は、p.19 の表に掲げる排水基準のとおりとする。
- 8 特定事業場が下水道法第2条第7号に規定する排水区域内に所在する場合、当該公共下水道に設置される終末処理場に係る放流水の水質基準が上乗せ排水基準となる。ただし、この表に掲げる各業種の排水基準が当該終末処理施設の水質基準より厳しい場合は、この表に掲げる各業種の排水基準を適用する。

窒素含有量、燐含有量に係る暫定的な排水基準(日平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用)

項 目	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度〔mg/L〕
窒素含有量	天然ガス鉱業	160(150)
	畜産農業(豚房施設を有するものに限る)	130(110)
	酸化コバルト製造業	200(100)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(塩析工程を有するものに限る。)	4100(3100)
燐含有量	畜産農業(豚房施設を有するものに限る)	22(18)

()内は日間平均値である。

令和10年9月30日まで暫定排水基準を適用する。

亜鉛含有量に係る暫定的な排水基準(日平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用)

項 目	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度〔mg/L〕
亜鉛含有量	電気めっき業	4

令和11年12月10日まで暫定排水基準を適用する。

5 総量規制基準

総量規制基準は、指定地域内にある日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場からの特定排水に対して適用される COD、窒素、りの汚濁負荷量の排出基準です。総量規制基準値は1日当たりに排出される汚濁負荷量の許容限度で、次の算式を基本として算出します。

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

$$\left(\begin{array}{l} L: \text{排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)} \\ C: \text{都道府県知事が業種等の区分ごとに定める一定の COD、窒素含有量} \\ \quad \text{又はりん含有量の値(mg/L)} \\ Q: \text{特定排水の量(m}^3\text{/日)} \end{array} \right)$$

※「C」の値は業種その他の区分、特定施設になった日等により定められています。

複数の業種に属する事業場の場合は、業種ごとに算定される汚濁負荷量の値の合計値が総量規制基準値です。

詳しくは、広島市環境保全課へお問い合わせください。

6 構造等に関する基準

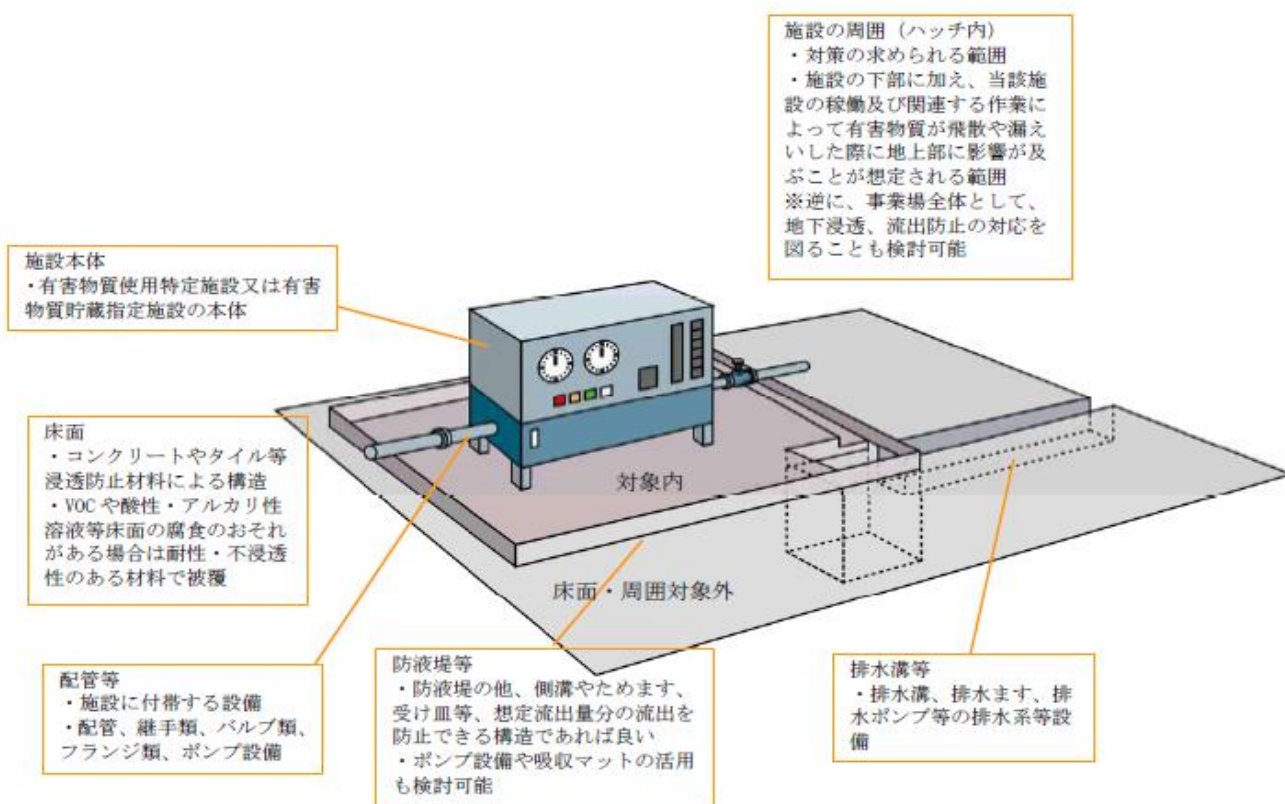
(1) 構造等に関する基準の概要

ア 対象となる施設

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設(有害物質使用特定施設等)

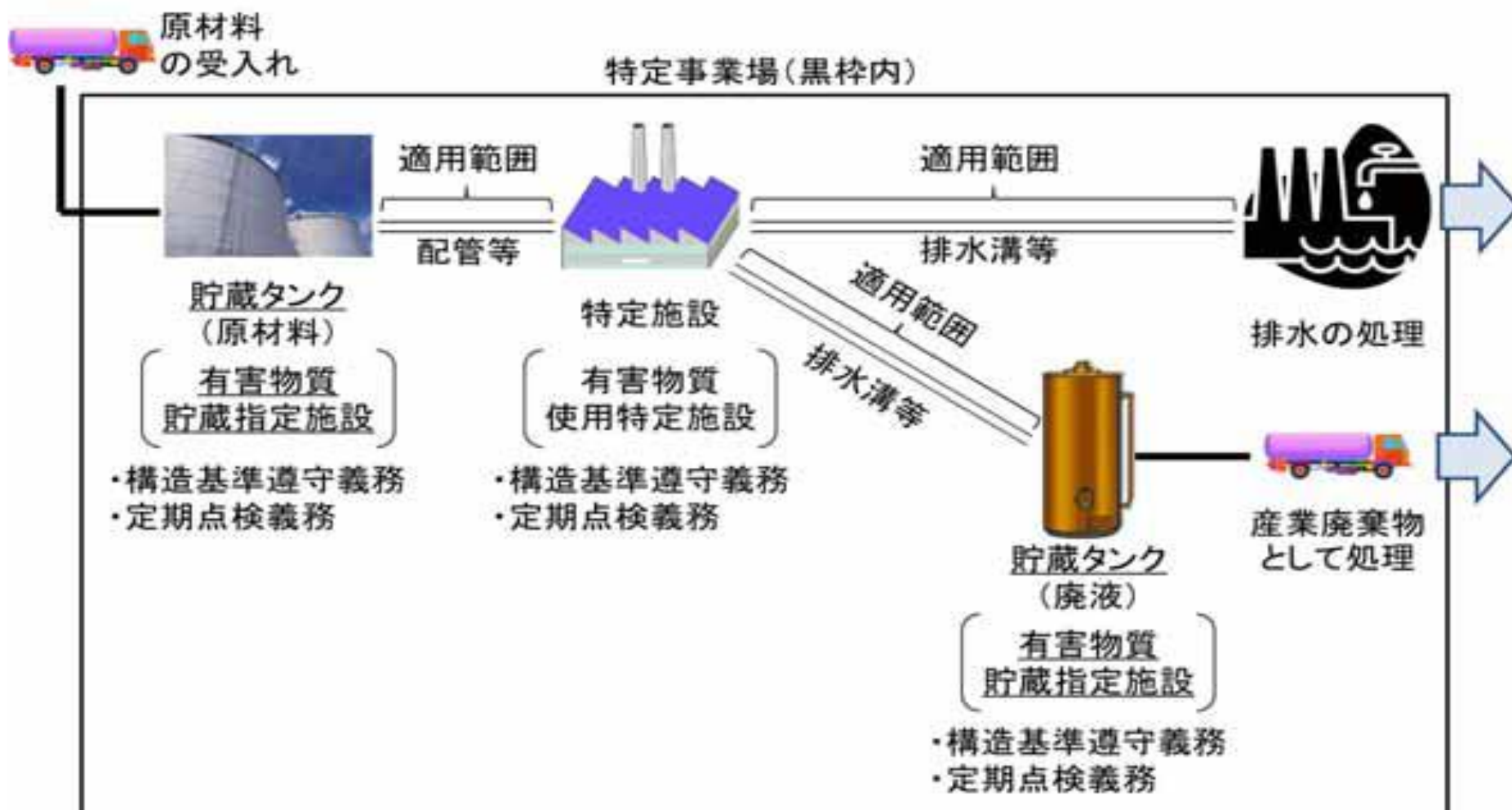
イ 基準の区分と適応範囲

基準の種類		内容		
構造基準	適用範囲の区分	①	施設の床面及び周囲	
		②	施設の本体(地下貯蔵施設を除く。)	
		③	施設本体に付帯する配管等	地上に設置する場合
		④		地下に設置する場合
		⑤	排水溝等	
		⑥	地下貯蔵施設本体	
使用の方法の基準		使用の方法、その点検方法等を定めた管理要領の制定		
点検結果の記録・保存		管理要領に定められた方法等により行った点検結果の記録・保存		



基準の区分	適応施設
A基準	平成 24 年6月1日以降に設置(着工も含む)した対象施設
B基準	平成 24 年5月 31 日までに設置(着工も含む)した対象施設

ウ 事業場全体における基準適用箇所の施設区分概念図



(2) 施設区分ごとの構造基準

ア 「施設本体の床面及び周囲」の基準

(ア) A基準

構造及び設備の基準	定期点検の方法		
次の①、②のいずれかに適合すること。			
① 次のいずれにも適合すること。 (1) 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とすること。 (2) 有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 (3) 周囲は、有害物質を含む水の施設の外への流出を防止するため、防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。(防液堤等は、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保すること。)	①の基準に係る点検		
	ア	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	①	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
② ①と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	②の基準に係る点検		
	措置に応じた点検事項		点検事項に応じた頻度
③ ただし、施設本体が設置される床の下構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを床の下から目視により容易に確認できるものである場合には、上記①、②は適用しない。	③の基準に係る点検		
	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無		1月に1回以上

(イ) B基準(既設のみ)

構造及び設備の基準	定期点検の方法		
① 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「床面及び周囲の構造及び設備の基準(A基準)」①(1)、(2)に適合しない場合 …次の基準の「(1)及び(2)」又は「(1)及び(3)」の組み合わせのいずれかに適合すること。 (1) 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「床面及び周囲の構造及び設備の基準(A基準)」に適合すること。 (2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること。 (3) (2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	①の基準、②の基準 共通		
	㊦	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	①	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
	㊵	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	㊾	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上
② 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置されている場合であって、施設本体の下部の床面が「床面及び周囲の構造及び設備の基準(A基準)」①(1)、(2)に適合しない場合…施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「床面及び周囲の構造及び設備の基準(A基準)」に適合すること。	※ ㊾について、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行うこと。		

イ「施設本体(地下貯蔵施設を除く)」の基準

A基準・B基準 共通

構造及び設備の基準	定期点検の方法							
※ 規定なし(右欄の定期点検を実施すること。)	<table border="1"> <tr> <td>㊦</td><td>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> <tr> <td>㊧</td><td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> </table>	㊦	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	㊧	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	※ 『「床面及び周囲」の点検(B基準)』において、別途本体に係る点検基準の規定あり。
㊦	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上						
㊧	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上						

ウ「付帯する配管等(地上に設置する場合)」の基準

「配管等」=有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。)

(ア) A基準

構造及び設備の基準	定期点検の方法		
次の①、②のいずれかに適合すること。			
① 次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。(ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのない場合は、この限りでない。)	①の基準、②の基準 共通		
	ア	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	イ	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
② 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。			

(イ) B基準(既設のみ)

構造及び設備の基準	定期点検の方法							
有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	<table border="1"> <tr> <td>㊦</td><td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td><td>6月に1回以上</td></tr> <tr> <td>㊧</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>6月に1回以上</td></tr> </table>	㊦	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上	㊧	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上	
㊦	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上						
㊧	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上						

エ 「付帯する配管等(地下に設置する場合)」の基準

(ア) A基準

構造及び設備の基準	定期点検の方法		
次の①、②、「②及び③」、④のいずれかに適合すること。			
① 「トレンチ(細長い溝)内に設置」する場合は、次のいずれにも適合すること。 (1) トレンチの中に設置すること。(配管等からの有害物質を含む水の漏えいを確認できる構造であること。) (2) トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によること。 (3) トレンチの底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	①の基準に係る点検		
	㊦	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	㊧	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	㊨	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
② 「地下に埋設」するなど、①以外の場合は、次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。(ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのない場合は、この限りでない。) ③ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切に配置することその他の漏えい等を確認できる措置を講じること。	②の基準に係る点検(「②及び③の基準」に適合する場合を除く。) …次の㊦、㊧のいずれかの方法により行うこと。		
	㊦	配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上
	㊧	㊦と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度
	「②及び③の基準」に適合する場合に係る点検 …次の「㊦及び㊨」、「㊧及び㊩」のいずれかの点検の組み合わせにより行うこと。		
	㊦	配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	3年に1回以上
	㊧	㊦と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度
	㊨	地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上
	※ ㊩について、有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には3月に1回以上		

④ ①、②又は「②及び③」のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。	④の基準に係る点検	
	措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度

※ 消防法第 11 条第5項に規定する完成検査を受けた日から 15 年を超えない地下埋設配管に関する点検は、次の㉗又は㉘に掲げる項目及び頻度で行うことができる。

㉗	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	3年に1回以上
㉘	㉗と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度

(イ) B基準(既設のみ)

構造及び設備の基準	定期点検の方法		
次の①、②、③のいずれかに適合すること。			
① トレンチの中に設置していること。(漏えいを確認できる構造となっていること)	①の基準に係る点検		
	㊦	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上
	㊧	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
	㊨	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
② 地下埋設など①以外の場合で、配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	②の基準に係る点検		
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上
	※ 有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には、3月に1回以上		
③ ①又は②と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	③の基準に係る点検		
		措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度

オ「排水溝等」の基準

「排水溝等」＝ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水桝及び排水ポンプ等の排水設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。)

(7) A基準

構造及び設備の基準	定期点検の方法	
次の①、「①及び②」、③のいずれかに適合すること。		
① 次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	①の基準に係る点検(「①及び②の基準」に適合する場合を除く。)	
② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置を講じること。	①	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 1年に1回以上
	①	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 3年に1回以上
	②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無 1月に1回以上
※ ②について、有害物質の濃度の測定により地下浸透の有無の点検を行う場合には3月に1回以上。		
③ ①又は「①及び②」のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。	③の基準に係る点検	
	措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度

(1) B基準(既設のみ)

構造及び設備の基準	定期点検の方法	
次の①、②のいずれかに適合すること		
① 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	①の基準に係る点検	
	①	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 6月に1回以上
	②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無 1月に1回以上
※ ②について、有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合には、3月に1回以上。		
② ①と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	②の基準に係る点検	
	①	措置に応じた点検事項 点検事項に応じた頻度

カ「地下貯蔵施設」の基準

(ア) A基準

構造及び設備の基準	定期点検の方法		
地下貯蔵施設(有害物質貯蔵指定施設のうち、地下に設置されているもの)は、次の①、「①及び②」、③のいずれかに適合すること。			
① 次のいずれにも適合すること。 (1) 本体は、タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 (2) 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。(ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれが場合は、この限りでない。) (3) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。	①の基準に適合する場合に係る点検(「①及び②の基準」に適合する場合を除く。)…次の①、②のいずれかの方法により行う こと。		
② 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置を講じること。	①	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上
	②	①と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度
	「①及び②の基準」に適合する場合に係る点検 …次の「①及び③」、「②及び③」のいずれかの点検の組み合わせにより行うこと。		
	①	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	3年に1回以上
	②	①と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度
	③	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上
	※ ③について、有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には3月に1回以上。		

③ ①又は「①及び②」のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。	③の基準に係る点検		
	①	措置に応じた点検事項	点検事項に応じた頻度

※ 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を超えない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクに関する点検は、次の①又は②に掲げる項目及び頻度で行うことができる。

①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	3年に1回以上
②	①と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度

※ 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3配管等(地上配管等)」又は「4配管等(地下に設置する場合)」によること。

(イ) B基準(既設のみ)

構造及び設備の基準	定期点検の方法								
次の①、②、③のいずれかに適合すること。									
① 次のいずれにも適合すること。 (1) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量 を表示する装置を設けることその他の有害物質 を含む水の量を確認できる措置が講じられてい ること。 (2) 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏え い等を検知するための装置又は地下貯蔵施設に おける有害物質を含む水の流量の変動を計測す るための装置を適切に配置することその他の有 害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が 講じられていること。	①の基準に係る点検 <table><tr><td>①</td><td>地下貯蔵施設から の有害物質を含む 水の漏えい等の有 無</td><td>1月に1回以上</td></tr></table> ※ 有害物質の濃度の測定により漏えい等 の有無の点検を行う場合には、3月に1回 以上。			①	地下貯蔵施設から の有害物質を含む 水の漏えい等の有 無	1月に1回以上			
①	地下貯蔵施設から の有害物質を含む 水の漏えい等の有 無	1月に1回以上							
② 次のいずれにも適合すること。 (1) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量 を表示する装置を設けることその他の有害物質 を含む水の量を確認できる措置が講じられてい ること。 (2) 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、 内部にコーティングが行われていること。	②の基準に係る点検 …次の①、②のいずれかの方法により行うこ と。 <table><tr><td>①</td><td>地下貯蔵施設の内部 の気体の圧力又は 水の水位の変動 の確認による地下 貯蔵施設からの有 害物質を含む水の 漏えい等の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr><tr><td>②</td><td>①と同等以上の効 果を有する方法に よる点検</td><td>点検方法に応じ た頻</td></tr></table>			①	地下貯蔵施設の内部 の気体の圧力又は 水の水位の変動 の確認による地下 貯蔵施設からの有 害物質を含む水の 漏えい等の有無	1年に1回以上	②	①と同等以上の効 果を有する方法に よる点検	点検方法に応じ た頻
①	地下貯蔵施設の内部 の気体の圧力又は 水の水位の変動 の確認による地下 貯蔵施設からの有 害物質を含む水の 漏えい等の有無	1年に1回以上							
②	①と同等以上の効 果を有する方法に よる点検	点検方法に応じ た頻							
③ ①又は②と同等以上の効果を有する措置を講ず ること。	③の基準に係る点検 <table><tr><td>①</td><td>措置に応じた点検 事項</td><td>点検事項に応じ た頻度</td></tr></table>			①	措置に応じた点検 事項	点検事項に応じ た頻度			
①	措置に応じた点検 事項	点検事項に応じ た頻度							

※ 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3配管等(地上配管等)」又は「4配管等(地下に設置する場合)」によること。

キ「使用の方法」の基準

A基準・B基準 共通

構造及び設備の基準	定期点検の方法		
次の①及び②に適合すること。			
① 有害物質使用特定施設等の使用の方法(作業及び運転等)は、次の方法で行うこと。 (1) 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 (2) 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 (3) 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 ② 使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた「管理要領」が明確に定められていること。	「①及び②の基準」に係る点検 <table border="1" data-bbox="863 371 1430 600"> <tr> <td data-bbox="863 371 1145 600">管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無</td><td data-bbox="1145 371 1430 600">1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定</td></tr> </table>	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定
管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定		

(3) 点検結果の記録・保存

ア 点検により異常等が認められた場合

点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏洩等(以下「異常等」という。)が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じてください。

イ 点検結果の記録

点検結果の記録においては、次に掲げる事項を記録してください。

(ア) 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設

(イ) 点検年月日

(ウ) 点検の方法及び結果

(エ) 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

(オ) 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

ウ 点検結果記録の保存

点検結果の記録は、点検の日から3年間保存してください。

エ 点検時以外において異常等を確認した場合

規定による点検以外において、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存してください。

(ア) 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設

(イ) 異常等を確認した年月日

(ウ) 異常等の内容

(エ) 異常等を確認した者の氏名

(オ) 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(4) 有害物質使用特定施設と土壤汚染対策法(土対法)との関係

ア 有害物質使用特定施設を設置している事業場の土壤汚染状況調査の主な契機

有害物質使用特定施設を設置している事業場の土地の所有者等に対して、調査義務が発生します。

(ア) 有害物質使用特定施設の使用を廃止(特定有害物質の使用をやめたときを含む。)した場合

【土対法第3条第1項】

したがって水濁法第7条若しくは第10条又は下水道法第12条の4若しくは第12条の7の規定による届出が行われるべき場合です。

(イ) 土対法第3条第1項のただし書の確認を受けている土地(一時的に(ア)に係る調査が免除されている土地)において900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合【土対法第3条第7項及び第3条第8項】

(ウ) 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)において900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合【土対法第4条第1項及び第4条第3項】

※ 土対法に係る手続きや土壤汚染状況調査が必要な場合は、早めに広島市環境保全課と協議してください。

イ 土壤汚染状況調査と構造基準との関係

改正土対法施行規則(平成31年4月1日施行)第3条の2により、平成24年6月以降に設置された有害物質使用特定施設において、(2)の構造基準に適合し、点検記録の確認により、有害物質等が地下に浸透していないことが確認できる場合、土壤汚染状況調査において、当該施設の防液堤等の地下浸透防止措置が図られた場所を「汚染のおそれがないと認められる土地」に分類することができます。よって、必要に応じて点検結果の記録を点検した日から3年に限らず保存してください。

7 別表

(1) 別表1 有害物質一覧表（水質汚濁防止法施行令第2条）

番号	物質名	番号	物質名
1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	17	1,1,2-トリクロロエタン
		18	1,3-ジクロロプロペン
4	鉛及びその化合物	19	チウラム
5	六価クロム化合物	20	シマジン
6	砒素及びその化合物	21	チオベンカルブ
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	22	ベンゼン
8	ポリ塩化ビフェニル	23	セレン及びその化合物
9	トリクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	25	ふっ素及びその化合物
11	ジクロロメタン	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
12	四塩化炭素		
13	1,2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

(2) 別表2 生活環境項目一覧表（水質汚濁防止法施行令第3条）

番号	物質名
1	水素イオン濃度(pH)
2	生物化学的酸素要求量(BOD)
3	化学的酸素要求量(COD)
4	浮遊物質(SS)
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)
7	フェノール類含有量
8	銅含有量
9	亜鉛含有量
10	溶解性鉄含有量
11	溶解性マンガン含有量
12	クロム含有量
13	大腸菌数
14	窒素含有量
15	燐含有量

(3) 別表3 指定物質一覧表（水質汚濁防止法施行令第3条の3）

番号	物質名	番号	物質名
1	ホルムアルデヒド	35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
2	ヒドラジン		
3	ヒドロキシルアミン		
4	過酸化水素	36	チオリン酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル (別名ダイアジノン)
5	塩化水素		
6	水酸化ナトリウム		
7	アクリロニトリル	37	チオリン酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル (別名イソキサチオン)
8	水酸化カリウム		
9	アクリルアミド		
10	アクリル酸	38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニル エーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
11	次亜塩素酸ナトリウム		
12	二硫化炭素		
13	酢酸エチル	39	チオリン酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル) (別名クロルピリホス)
14	メチル-ターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)		
15	硫酸		
16	ホスゲン	40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
17	1,2-ジクロロプロパン		
18	クロルスルホン酸		
19	塩化チオニル		
20	クロロホルム	41	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ))
21	硫酸ジメチル		
22	クロルピクリン		
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又はDDVP)		
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオ ホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)	42	1,2,4,5,6,7,8,8- オ ク タ ク ロ ロ - 2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ- 1H-インデン(別名クロルデン)
		43	臭素
		44	アルミニウム及びその化合物
		45	ニッケル及びその化合物
25	トルエン	46	モリブデン及びその化合物
		47	アンチモン及びその化合物
		48	塩素酸及びその塩
26	エピクロロヒドリン	49	臭素酸及びその塩
27	スチレン	50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
28	キシレン		
29	パラ-ジクロロベンゼン		
30	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチル フェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)	51	マンガン及びその化合物
		52	鉄及びその化合物
		53	銅及びその化合物
31	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニ ル)ベンズアミド (別名プロピザミド)	54	亜鉛及びその化合物
		55	フェノール類及びその塩類
		56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^(3,7)] デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
32	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)	57	アニリン
		58	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びそ の塩
33	チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニ トロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)	59	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS)及びその塩
		60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
34	チオリン酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)		

(4) 別表4 水質関係有害物質一覧表（県条例施行規則別表第8）

番号	物質名	番号	物質名
1	カドミウム及びその化合物	12	ジクロロメタン
2	シアン化合物	13	四塩化炭素
3	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	14	1,2-ジクロロエタン
		15	1,1-ジクロロエチレン
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン
4	鉛及びその化合物	17	1,1,1-トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	18	1,1,2-トリクロロエタン
6	砒素及びその化合物	19	1,3-ジクロロプロペン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	20	チウラム
8	アルキル水銀化合物	21	シマジン
9	ポリ塩化ビフェニル	22	チオベンカルブ
10	トリクロロエチレン	23	ベンゼン
11	テトラクロロエチレン	24	セレン及びその化合物

(5) 別表 5 土壤汚染対策法に規定される特定有害物質一覧表（土壤汚染対策法施行令第1条）

番号	物質名	番号	物質名
1	カドミウム及びその化合物	15	テトラクロロエチレン
2	六価クロム化合物	16	チウラム
3	クロロエチレン	17	1,1,1-トリクロロエタン
4	シマジン	18	1,1,2-トリクロロエタン
5	シアン化合物	19	トリクロロエチレン
6	チオベンカルブ	20	鉛及びその化合物
7	四塩化炭素	21	砒素及びその化合物
8	1,2-ジクロロエタン	22	ふっ素及びその化合物
9	1,1-ジクロロエチレン	23	ベンゼン
10	1,2-ジクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	1,3-ジクロロプロペン	25	ポリ塩化ビフェニル
12	ジクロロメタン	26	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）
13	水銀及びその化合物		
14	セレン及びその化合物		

(6) 別表6 特定施設一覧表（水質汚濁防止法施行令別表第1）

番号	特 定 施 設 の 種 類
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 □ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。) □ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 □ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 □ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗ため及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 □ 洗浄施設

19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 □ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 □ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 □ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗ふつ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 □ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 □ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 □ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 □ 塩析施設

38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 □ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 □ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 □ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号(別表1(p.35))に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号(別表1(p.35))に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)(の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 □ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 □ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 □ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)(の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 □ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設

59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第二条第一項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。))をいう。))の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。))に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。))に設置されるちゅう房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。))に設置されるちゅう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 □ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 □ 仲卸売場
69の3	削除
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 焼入れ施設 ※ 科学技術に関する研究等を行う事業場とは次に掲げるもの 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設

7104	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設(第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))が設置するもの 第1号 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの 第3号 汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5m³を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m²以上のもの 第4号 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が10m³を超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) 第5号 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) イ 1日当たりの処理能力が1m³を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m²以上のもの 第6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、一日当たりの処理能力が50m³を超えるもの 第8号 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの イ 一日当たりの処理能力が100kgを超えるもの ロ 火格子面積が2m²以上のもの 第11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 汚泥の脱水施設 ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設(第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) 第12号 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 第12号の2 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 第13号 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
7105	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
7106	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

(7) 別表7 指定地域特定施設（水質汚濁防止法第2条第3項及び同法施行令第3条の2）

名	称
201～500人槽のし尿浄化槽	

(8) 別表8 汚水等関係特定施設一覧表（県条例施行規則別表第7）

番号	施 設 の 名 称
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設
2	養豚業の用に供する施設(生後6月以上の豚50頭以上を飼養又は収容できるものに限る。)であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ ふん尿の廃棄施設
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設※(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校(幼稚部のみを置くもの及び高等部を置くものを除く。)並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第11項に規定する薬局又は同法第26条第1項の店舗販売業の許可を受けた店舗に設置されるものを除く。)
4	流水式塗装施設※
5	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる施設

※ 3号、4号の施設については、条例施行規則別表第8に規定する水質関係有害物質(P.37 参照(法で定める有害物質と項目が異なる))を使用する施設に限る。

(9) 別表8 ダイオキシン特措法 水質基準対象施設一覧表（ダイオキシン特措法施行令第1条別表第2）

1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設 イ 硫酸濃縮施設 □ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設 イ 水洗施設 □ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設 イ ろ過施設 □ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設 イ ろ過施設 □ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)の製造の用に供する施設 イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 □ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 イ 廃ガス洗浄施設 □ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設 イ 精製施設 □ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設 イ ろ過施設 □ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉(※の場合に限る)から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 □ 湿式集じん施設
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
17	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設 イ プラズマ反応施設 □ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

18	下水道終末処理施設(水質基準対象施設の1から17まで及び19の施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	水質基準対象施設の1から17までの施設を設置する工場又は事業場から排出される水(1から17までの施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(18の施設を除く。)

※ 火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5㎡以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり50kg以上のもの

問い合わせ先

広島市環境局環境保全課水質係

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL:082-504-2188

FAX:082-504-2229